

## 学生カルテの利用に関する規則

平成24年 2月20日  
制 定

### (目的)

第1条 本規則は、学生の個人情報を保護しつつ「学生カルテシステム」(以下「システム」という)を適切に利用することを目的とする。

### (利用許諾)

第2条 システムの利用許諾については、学部長会の負託を受け、個人情報保護委員会がこれを行う。

2 システムの利用(利用申請を含む)に関する手続きの所管部署は、総務部総務課とする。

### (利用の手続き)

第3条 システムを利用しようとする専任教員は、別表に基づいて学部所属の教員にあつては学部長、研究開発推進機構、教育開発推進機構所属の教員にあつては機構長に申請を行うものとする。

2 前項に基づいて申請が行われた場合、学部長または機構長は、速やかに個人情報保護委員会に許諾申請を行うものとする。

3 前項により許諾された利用については、申請者が所属する学部の教授会、研究開発推進機構運営委員会または教育開発推進機構運営委員会において報告を行う。

4 システムを利用しようとする専任職員、嘱託職員及びその他本学の業務を委託した者は、別表に基づいて所属長に申請を行うものとする。

5 前項に基づいて申請が行われた場合、所属長は、速やかに個人情報保護委員会に許諾申請を行うものとする。

6 前2項の規定に関わらず、次に掲げる部署に所属する専任職員及び嘱託職員は、所属長の許可を得て、別表に規定する情報を利用することができる。

(1) 教務課

(2) 学生生活課

(3) キャリアサポート課

(4) たまプラーザ事務課

7 利用申請にあたっては、所定の用紙に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用者の所属・氏名

(2) 対象学生の範囲

(3) 利用目的

(4) 利用期間

(5) 利用する情報(別表「中分類」)の範囲

(利用上の遵守事項)

第4条 システムの利用者は、個人情報の保護に関する法律及び本学の定める個人情報の保護に関する規程を遵守しなければならない。なお、職員にあつては、I SMSにおいて規定された事項にも従うものとする。

2 システムを利用する者は、申請の範囲または業務に関連する範囲を超えて学生の個人情報を利用してはならない。

(利用停止)

第5条 システムを利用する教職員が前条の規定に違反すると判断されるとき、学長はその利用を停止させることができる。

2 システムにおける個人情報の利用に関して苦情等の申し立てがあつた場合には、学長は関係機関と協議の上、当該の情報を消去し、または特定の利用者に対してその利用を停止させることができる。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、個人情報保護委員会の助言に基づき、学部長会の議を経て行う。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。